



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

平成23年3月14日
東北運輸局災害対策本部

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う自動車検査証の有効期間の伸長について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による影響で、下記の対象地域に使用の本抛の位置を有する自動車は、当面、継続検査を受けることが困難な状況であると認められるので、暫定的に当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年4月10日までのものは、平成23年4月11日まで伸長するものとし、別紙写しのとおり公示しましたのでお知らせいたします。なお、対象地域の復旧状態に応じ有効期間を再伸長することがあります。

これによって、対象地域内の検査対象車両数約504万台（軽自動車を含む。）のうち約20万台が当該公示の適用を受けることとなります。

また、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までには契約すれば良いこととなります。

記

《対象地域》 青森県全域
岩手県全域
宮城県全域
福島県全域

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 第4合同庁舎

《問い合わせ先》

東北運輸局自動車技術安全部技術課 千田、鶴田

電話：022-791-7535

公 示

公示第6号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、青森県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年4月10日までのものは、平成23年4月11日をもって満了するものとする。

平成23年3月14日

国土交通省東北運輸局青森運輸支局長

公 示

公示第1号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、岩手県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年4月10日までのものは、平成23年4月11日をもって満了するものとする。

平成23年3月14日

国土交通省東北運輸局岩手運輸支局長

公 示

公示第7号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、宮城県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年4月10日までのものは、平成23年4月11日をもって満了するものとする。

平成23年3月14日

国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長

公 示

公示第56号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、福島県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年4月10日までのものは、平成23年4月11日をもって満了するものとする。

平成23年3月14日

国土交通省東北運輸局福島運輸支局長